法律の現場から 97

大飯原発 差し止め判決

弁護士法人 名古屋北法律事務所
弁護士 白川 秀之

福井地方裁判所において関西電力大飯原発の運転の差止めを認める判決が出ました。こういった差止めを求める裁判は、原発の周囲に住む人達の人格権を根拠にしています。人格権には、例えば、私生活上の事項を勝手に暴かれないプライバシー権や快適な環境で生活をする環境権といったものがここに含まれます。人格権が侵害されるような場合には、その侵害行為の差止めを求める事ができます。

今回の大飯原発の裁判は、災害が発生した場合の安全性が十分ではなく、一旦事故が発生した場合には、福島原発のように原発事故が発生した際の放射線によって国民の健康に重大な影響が生じることを根拠にして、再稼働の差止めを認めたのです。

人格権を根拠として差止めを認めるような裁判は少なく、それだけ今回の裁判が画期的であったと言えますし、原発の安全性について、多くの国民が疑問を持つようになったことの現れであると言えます。